

令和5年度飼料の業務報告（令和5年4月から令和6年3月）

福島県農業総合センター安全農業推進部

1 飼料業務の概要

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、県内に流通する飼料の製造業者・輸入業者・販売業者への立入検査を行い、届出や表示事項、帳簿の備付け等の法令遵守の確認や指導、及び収去した飼料の分析による安全性の確認、各種のガイドライン遵守状況等を確認した。併せて、県内の各飼料製造・販売者等へ、届出等の指導等を行った。

2 飼料等販売業者からの届出（対象は本社が県内に所在する事業者）

飼料販売業者からは23件、飼料添加物販売業者からは8件の届出があった（表1）。

表1 届出件数

区分	届出の種類	件数
飼料販売業者	新規届	3件
	変更届	17件
	廃止届	3件
	計	23件
飼料添加物販売業者	変更届	8件
	計	8件
合計		31件

3 飼料の立入検査

(1) 立入検査の結果

県内の飼料等製造事業場や飼料の販売事業場・保管施設等について、54件の立入検査を実施した。使用原料や保管状況等による流通飼料の安全性確認及び表示事項、届出事項、帳簿の備付け等業務における法令遵守の確認を行った（表2）。

また、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」や「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」の遵守状況確認を行った。指導内容及び箇所数（件数）は下記のとおり計18件であった。

- ア 飼料等製造業者 : 2件 (届出の不備: 2件)
- イ 飼料輸入業者 : 1件 (届出の不備: 1件)
- ウ 飼料販売業者 : 15件 (届出の不備: 6件、BSEガイドライン遵守の不備: 9件)

なお、平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知に基づく、平成17年度からの飼料等製造事業場及び飼料保管施設への検査実施率は以下のとおり。

- ・配混合飼料の製造事業場 : 88.2% (15/17)
- ・単体飼料及び飼料添加物の製造事業場 : 91.8% (45/49)
- ・飼料及び飼料添加物の保管施設 : 95.7% (198/207)

表2 検査結果

区分	立入検査箇所数 (a)	指摘事項		指摘事項内容 (件数)										指摘事項1箇所当たり指摘件数 (c/b)			
		箇所数 (b)	割合 (%) (b/a)	法第2章関係						規格適合飼料	法第8条表示	製造業者届	その他		計 (c)		
				成分規格	製造の基準	保存の基準	使用の基準	表示の基準	特定飼料等							製造管理者	
承認配合飼料工場																	
その他の配混合飼料工場	2																0.0
単体飼料工場	8	1	12.5%									1		1			1
飼料製造業者 (上記以外)	1																0.0
飼料添加物工場	1	1	100%									1		1			1
飼料添加物製造業者 (上記以外)																	0.0
飼料輸入業者	2	1	50%									1		1			1
飼料添加物輸入業者																	0.0
飼料販売業者	40	13	32.5%									6	9	15			1.2
飼料添加物販売業者																	
使用者 (畜産農家)																	
使用者 (養殖漁家)																	
運送業者																	
運送取扱業者																	
倉庫業者 (サイロ)																	
倉庫業者 (サイロ以外)																	
計	54	16	29.6%									9	9	18			1.1

注1：飼料製造業者（上記以外）は本県での中継基地を示す。

(2) 収去検査

立入検査において、配合飼料5件、混合飼料1件、単体飼料4件、合計10件を収去し飼料の安全性及び栄養性を検査した。

いずれも正常なものであることが確認された(表3、表4)。

(3) 重量検査

単体飼料2件で実施した。異常は認められなかった。

表3 収去品の安全性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目		正常なもの		正常でないもの	
		カドミウム (件数)	鉛 (件数)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
配合飼料	5	5	5	5	100		
混合飼料	1	1	1	1	100		
単体飼料	4	4	4	4	100		
計	10	10	10	10	100		

表4 収去品の栄養性に関する検査結果

区分	収去件数	検査項目						正常なもの		正常でないもの	
		粗たん白質 (件数)	粗脂肪 (件数)	カルシウム (件数)	りん (件数)	粗繊維 (件数)	粗灰分 (件数)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
配合飼料	5	5	5	5	5	5	5	5	100		
計	5	5	5	5	5	5	5	5	100		

4 飼料の違反内容と処置及び指導事項

(1) 違反内容と処置(行政指導)

該当なし。

(2) その他の指導事項

業者2件について、ホームページ上で無届の飼料販売を確認した。このため、立入を行い、飼料の法令の説明及び新規届の提出指導を行った。

なお、その場で新規届2件が提出され、受理された。